

山口県警察本部告示第二十九号

道路交通法（昭和三十五年法律第一〇五号）第一〇三条の規定による行政処分について、公開による意見の聴取を行うので、同法第一〇四条第一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月二十四日

山口県警察本部長

秋本

泰

吉



一 意見の聴取の期日

令和八年七月二日

午前九時三十分

二 意見の聴取の場所

山口市小郡下郷三五六〇番地二

山口県総合交通センター四階

意見の聴取室